

# 商品概要説明書

## 投資信託セット型定期貯金

(令和5年4月1日現在)

商品名	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資信託セット型定期貯金「ダブルエール」</li> <li>※この商品は「スーパー定期貯金」の商品内容を一部変更したものです。</li> </ul>
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人のみ</li> <li>※対象の投資信託を新たに50万円以上購入された方に限る（購入金額には申込手数料を含む）。</li> <li>※投資信託（スポット）と定期貯金を同時に申込まれた方に限る。</li> <li>※投信取扱店舗以外ではご説明ができません。</li> </ul>
取扱期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年4月3日から令和6年3月29日まで</li> </ul>
預入期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>3か月</li> <li>※預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。</li> </ul>
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額  (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>店頭窓口での一括預入</li> <li>1件につき50万円以上（投資信託購入金額が上限）</li> <li>※新規預入（他金融機関等からの預入）に限る</li> <li>※預入日から3か月前までに振込まれた金額（給与・年金などの新規資金）は対象とする</li> <li>※投信取扱店舗以外での預け入れも可能</li> <li>1円単位</li> </ul>
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日以後に一括して払い戻します。</li> </ul>
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金  (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>預入時の約定利率を満期日まで適用します。</li> <li>満期日以降に一括して支払います。</li> <li>付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。</li> <li>20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。</li> <li>※令和19年12月31日までの適用となります。</li> <li>金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。</li> </ul>
手数料	—
特典	<ul style="list-style-type: none"> <li>金利上乘せ（初回満期時まで適用） 店頭表示金利+年3.0%</li> <li>※組合せ商品 投資信託（当JA指定のJAバンクセレクトファンド） ただし、「つみたてサービスを利用したファンド」および「つみたてNISA専用ファンド」は除きます。</li> <li>※金利環境の変化等があった場合は、予告なく商品内容・条件等を変化させていただくことがあります。</li> <li>※自動継続型の場合、ご継続時は一般の「スーパー定期貯金」の店頭表示金利が適用されます。</li> </ul>
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。</li> <li>通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。</li> </ul>
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率により計算した利息とともにお支払いします。*中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）</li> </ul>
貯金保険制度（公的制度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</li> </ul>

<p>投資信託に関する留意事項</p>	<p>・投資信託は預貯金とは異なり、元本の保証はありません。投資信託は預金保険・貯金保険の対象ではありません。JAバンクが取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。JAバンクは投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。投資信託は国内外の有価証券等で運用されるため、信託財産に組み入れられた株式・債券・REIT等の値動きや為替変動に伴うリスクがあります。このため、投資信託資産の価値が投資元本を下回るリスク等は、投資信託の購入者に帰属します。詳しくは、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。投資信託の運用による利益および損失は、投資信託の購入者に帰属します。一部の投資信託には信託期間中に中途換金できないものや、特定日にしか換金できないものがあります。投資信託の購入から換金・償還までの間に、直接または間接的にご負担いただく代表的な費用等には以下のものがあります。なお、これらの手数料等はファンド・購入金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各投資信託の手数料等の詳細は契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。</p> <p><b>【購入時】</b> 購入時手数料がかかるファンドがあります。</p> <p><b>【運用期間中】</b> 運用管理費用(信託報酬・管理報酬等)が日々信託財産から差し引かれます。</p> <p><b>【換金時】</b> 信託財産留保額がかかるファンドがあります。また、外貨に両替して購入・換金するファンドには、上記の各種手数料等とは別に為替手数料がかかります。お申込みにあたっては、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)を十分お読みいただき、内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。</p> <p><b>【香川県農業協同組合 登録金融機関 四国財務局長(登金)第97号】</b></p>
<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部金融管理課(電話：087-825-0227)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部金融管理課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>愛媛弁護士会(電話：089-941-6279) 岡山弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA香川県